

# 令和3年 夏号 クオリティライフ いちかわ

6月発行

市川市消費生活センター  
TEL:047-320-0668

今回は…

- ★ 「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」をご利用ください
- ★ 狙われる！？18歳・19歳「金(かね)」と「美(び)」の消費者トラブルに気をつけて！
- ★ 令和2年度 市川市における消費生活相談の概要
- ★ 親のカードでオンラインゲームに高額課金！

弁護士による無料の多重債務相談  
を行っています。(要予約)

☆ 消費生活センター  
047(320)0666

## 「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」をご利用ください

新型コロナワクチンの接種に便乗したトラブルや悪質商法には注意が必要です。

新型コロナワクチンの接種は無料です。行政機関が新型コロナワクチンの接種に関して、現金を要求したりATMの操作を指示することはありません。

◎ 国民生活センターでは、「新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン」を開設し、フリーダイヤル(通話料無料)で、ワクチン詐欺に関する消費者トラブルについて、相談を受け付けています。

- 相談受付時間 午前10時～午後4時(土曜・日曜・祝日を含む)
- 相談特設番号 フリーダイヤル 0120-797-188(新型コロナワクチン詐欺 消費者ホットライン)
- 相談事例

「新型コロナワクチンが接種できる。後日、全額返金されるので10万円を振り込むように」との不審な電話がかかってきた。

(参考：国民生活センターHP)



(消費者庁イラスト集より)

◎ 市川市消費生活センターでも、消費者トラブルに関する相談を受け付けています。

ご相談は、047-320-0666 (消費生活センター 相談専用電話)

月曜日から金曜日及び第2・第4土曜日のそれぞれ午前10時から午後4時まで(祝日は休み)

なお、消費生活相談につきましては、消費生活センターの窓口相談及び行徳支所市民相談室内の窓口・電話相談ともに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、中止させていただきます。お手数ですが当センターへの電話相談(047-320-0666)をご利用ください。

## 狙われる！？18歳・19歳「金(かね)」と「美(び)」の

### 消費者トラブルに気をつけて！

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた未成年者取消権(※1)によってその契約を取り消すことができますが、成年になって結んだ契約は未成年者取消権の行使ができなくなります。

また、20歳代前半で多くみられる儲け話や美容関連の消費者トラブルに、成年になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがあります。

若者の消費者トラブルの防止・解決のため、現在は「未成年」ですが、民法改正で新たに「成年」となる18歳・19歳と、成年になって間もない20歳代前半にみられる傾向やアドバイスをまとめました。

#### ◎ 相談事例

- 大学の先輩から未成年時に投資用USBを購入した儲け話を勧誘され、成人してすぐに学生ローンからの借入を指南され契約したが、その後、勧誘時の説明と異なり儲からない。契約を解約して、返金してほしい。
- SNSで知り合った人に儲かる情報商材を勧誘され、契約したが儲からなかった。
- 無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった。
- 低価格で1回限りの購入だと思って申し込んだが、支払総額が高額な定期購入であった。
- 支払総額が高額な定期購入だとわかり、販売業者に未成年者契約の取り消しを求めたが拒否された。



(消費者庁イラスト集より)

#### ◎ 若者へのアドバイス

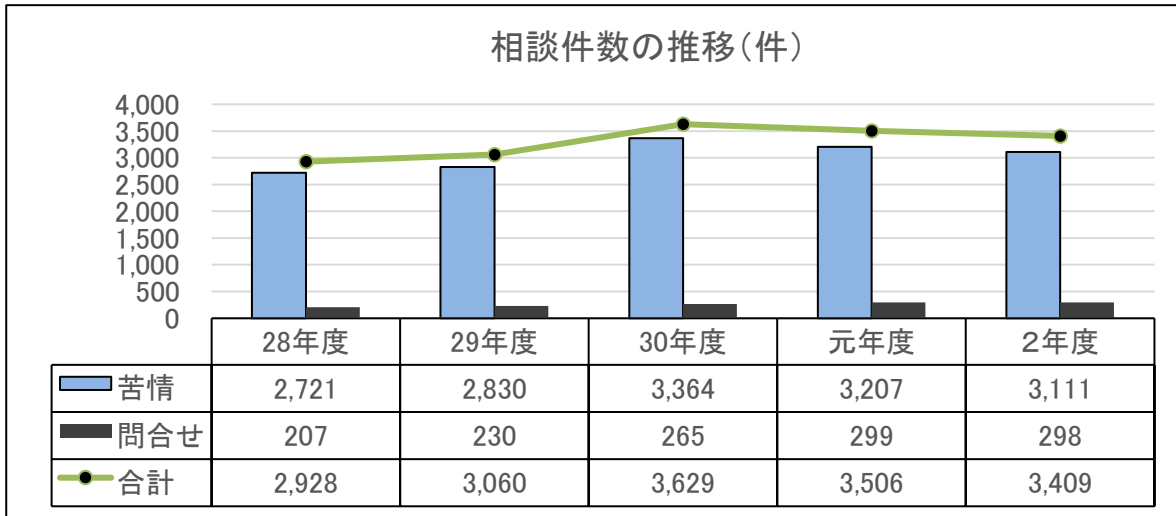
- うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう
- クーリング・オフ(※2)や消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう
- トラブルに遭ったと感じた場合は、消費生活センターに相談しましょう

(※1) 未成年者契約取消権とは、未成年者が契約をするには、原則として法定代理人(親権者又は未成年後見人)の同意が必要です。法定代理人の同意がない契約は一定の場合を除いて取り消すことができます。

(※2) クーリング・オフとは、消費者がいったん申し込みや契約の締結をした場合でも、頭を冷やして冷静に考え直す時間を与え、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘による契約等がクーリング・オフの対象です。

(参考：国民生活センターHP、くらしの豆知識2021年版)

## 令和2年度 市川市における消費生活相談の概要



令和2年度の相談件数は3,409件で、前年の3,506件に比べ97件(2.8%)の減少となっています。

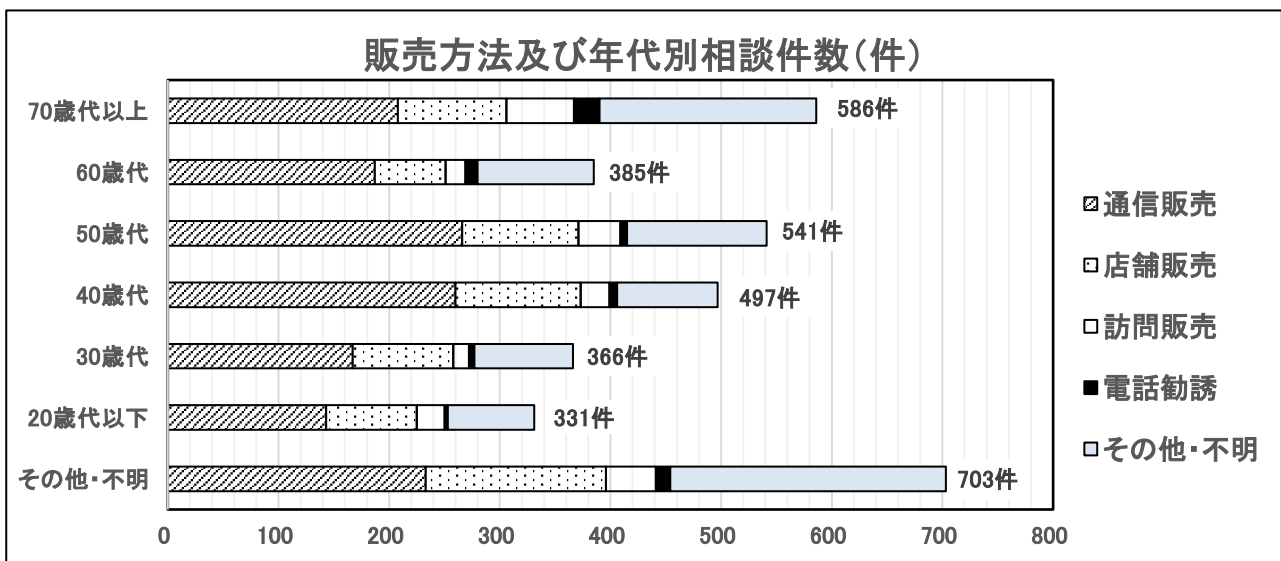
- ・**相談の方法別** 「電話」3,227件(94.7%)、「窓口(来所)」は177件(5.2%)、「文書」は5件(0.1%)です。
- ・**相談者の性別** 「女性」1,807件(53.0%)、「男性」1,475件(43.3%)、「その他・不明」127件(3.7%)です。
- ・**相談者の年代別** 「70歳代以上」586件(17.2%)と最も多く、次に「50歳代」541件(15.9%)、「40歳代」497件(14.6%)、「60歳代」385件(11.3%)、「30歳代」366件(10.7%)、「20歳代以下」331件(9.7%)、「その他・不明」703件(20.6%)となっています。60歳以上の相談者が、全体の28%を超えています。
- ・**販売方法別** 「通信販売」1,464件(43.0%)、「店舗販売」716件(21.0%)、「訪問販売」227件(6.6%)、「電話勧誘」が68件(2.0%)、「その他・不明」が934件(27.4%)、となっています。

### (主な内容)

「通信販売」：定期購入が条件だった商品の解約などの相談、有料サイトなどからのワンクリック請求の相談、身に覚えのない請求がメールやSMSで届く架空請求の相談

「店舗販売」：店頭での商品購入や契約等に関する相談

「その他・不明」：貴金属等を安価で強引に買い取る訪問購入やマルチ商法などに関する相談



販売方法を年代別で見ると、すべての年代で「通信販売」の相談が多くなっています。

## 親のカードでオンラインゲームに高額課金！

小学生の息子が、家族共用タブレット端末で、オンラインゲームの有料アイテムを数日間の内に次々に購入し、総額150万円以上も課金していた。タブレット端末には、父親のクレジットカード情報が登録されたままになっており、子どもが使う際も、利用（課金）できるようになっていた。

### ひとことアドバイス

- ・親が知らない間に子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという相談が多く寄せられています。
- ・スマートフォンやタブレット端末などにクレジットカード情報を登録したままにしておくと、子どもが端末使用時に自由に課金できてしまいます。保護者は、カード情報を削除しておくなど、クレジットカードの管理を適切に行いましょう。
- ・クレジットカードの利用ごとにメール等に通知されるよう設定し、日頃から状況を確認しましょう。
- ・子どもが使う端末ではペアレンタルコントロール等を利用し、購入・支払いなどの制限をかけることも有効です。
- ・困ったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

(参考：国民生活センターHP)



## 消費生活相談窓口

### ◇ 市川市消費生活センター

市川市市川南1-1-1 ザ・ハウス イースト 213号

相談日時 月曜日～金曜日（窓口及び電話相談）

※第2・第4土曜日（祝日除く）は電話相談のみ受付

午前10時～午後4時

**相談電話 047-320-0666**

### ※ 消費生活センターの休所日

土曜日（第2・第4土曜日を除く）

日曜日・祝日・年末年始

### ◇ 上記相談日時以外の相談（年末年始を除く）

消費者ホットライン **電話：188(局番なし)** を  
ご利用ください。

相談時間 午前10時～午後4時

新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、窓口での相談は休止しています。

### ◇ 行徳支所 市民相談室 消費生活相談

市川市末広1-1-31 行徳支所 2階

相談日時 第2・第4火曜日（窓口及び電話相談）

午前10時～正午

午後1時～午後4時

**相談電話(047-359-1121)は、  
休止のため、直接、消費生活センター  
(047-320-0666)に相談してください。**